

旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について

1 検討の背景

旭川市では、平成28年2月に、人口推計や公共施設の老朽化等の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する基本方針を「旭川市公共施設等総合管理計画」（以下「管理計画」という。）として策定した。

また、管理計画の期間（平成28年度～令和21年度）を3期に分けて、アクションプログラムを策定することとし、令和元年度～令和9年度を第1期として平成30年3月に「アクションプログラム本編」を、また平成31年2月に「施設再編計画」及び「施設保全計画」をそれぞれ策定した。

この施設再編計画のうち、地域集会施設に関する取組の方向性や主な検討項目及びその考え方を示すため、平成31年2月に「地域集会施設の活用方針」（以下「活用方針」という。）を策定し、さらに、活用方針の取組内容を具体的に整理するため、令和元年8月に「地域集会施設の活用に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定した。

旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討を行うことについては、活用方針に基づき行うものである。

2 検討する内容

公民館は現在、社会教育法に基づく教育施設として設置されている。

活用方針には、公民館の位置付けに関する検討案として、次の3案が示されていることから、これについて検討を行うものである。（以下、活用方針から抜粋）

（1）全ての公民館を「公民館」として位置付ける

公民館の運営面を中心に見直しし、他の類型と同様、多様な活動ができるようにします。その場合、公民館における営利事業は、限定的なものとする必要があります。

ただし、公民館をはじめとする建物性能の課題について、対応策の見通しが持ちづらくなります。

（2）一部の公民館を「公民館」として位置付ける

公民館のうち、生涯学習活動の拠点性や地域内の施設の状態を踏まえ、一部の施設を公民館として位置付け、それ以外の公民館は共通基盤化の対象とするものです。

地域において、生涯学習活動の場を確保するための取組を併せて検討します。

（3）全ての公民館において「公民館」の位置付けを持たない

公民館として位置付けを持つ施設は無くなり、全ての地域集会施設において、地域住民の集まりや生涯学習に関する各種講座など、多様な利用目的に対応できるようにするものです。

社会教育活動の推進体制の再構築を図ることと、地域において生涯学習活動の場を確保するための取組を併せて検討します。

3 検討する手法

検討に当たっては、社会教育施設の位置付けという教育行政の根幹をなす課題であることから、社会教育委員会議に諮問し、専門的な立場から慎重に検討を進めていただく。

また、社会教育委員からの答申を精査し、素案を取りまとめて意見提出手続（パブリックコメント）を実施した上で、提出された意見について考え方を整理し、最終的に教育委員会会議で審議、決定する。

4 検討のスケジュール（予定）

令和2年7月	社会教育委員会議への諮問
令和3年3月	社会教育委員会議からの答申 位置付けの案の作成
4月	意見提出手続案の審議
5月～6月	意見提出手続実施 意見に対する回答案の作成
8月	教育委員会会議で最終案の審議